

伊勢茶振興計画 (中間案)

目 次

第1章 振興計画について

1 はじめに	1
2 振興計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

第2章 三重県茶業の現状と課題

1 生産流通の現状	3
(1) 栽培面積・生産量・生産者価格・産出額の推移	
(2) 生産者数の推移	
(3) 茶種ごとの生産量の推移	
(4) 新植・改植および新品種導入の進捗	
(5) 流通状況	
(6) 第三者認証の取得状況	
2 消費動向の変化	9
(1) 緑茶（茶葉）の購入数量および購入額の推移	
(2) 消費者の購入先の変化	
3 茶業を取り巻く環境の変化	9
(1) 輸出の動向	
(2) 気候変動	
(3) DXの進展	
4 現状をふまえた課題	11

第3章 伊勢茶振興に向けた基本的な考え方

1 伊勢茶振興の果たす役割	13
2 めざすべき将来の姿	13
3 これまでの取組の成果と課題および新たな計画における取組方針	13

第4章 伊勢茶振興に向けた施策の展開

1 施策の体系	16
2 目標指標	17
3 具体的な取組内容	18

取組方向Ⅰ 需要拡大に応じた伊勢茶の安定供給の実現

取組方向Ⅱ 三重県茶業の持続的な発展を支える構造の確立

取組方向Ⅲ 伊勢茶に親しむ暮らしの推進とブランド力の強化を通じた消費拡大

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制と重点プロジェクトの推進	30
2 進捗管理	34

第1章 振興計画について

1 はじめに

三重県は、生産面積、荒茶生産量ともに静岡県・鹿児島県に次ぐ全国第3位の茶産地です。本県の気候は年平均気温 14～15℃、年降水量 1,500mm 以上と、県内ほぼ全域が茶の生産適地となっており、こうした恵まれた自然環境のもと、北勢地域から中南勢地域にかけての丘陵地や山麓に広がる茶園で各地域の特性を活かした茶が生産されています。

三重県における茶の歴史は古く、10 世紀初頭には栽培が始まったとされています。江戸時代には本県出身の商人が上方や江戸で茶を販売し、明治期には輸出や紅茶の生産が盛んになりました。この頃には生産面積 4,500ha を誇っていましたが、その後は輸出の減少や食料への作付転換等により、昭和 20 年代まで生産の減少が続きました。

高度経済成長期に入ると消費の拡大とともに生産は回復し、昭和 55 年には 4,000ha 規模にまで達しましたが、その後は、食生活の多様化や各種飲料の普及等を背景に消費量は停滞から減少傾向へと転じ、令和 7 年の栽培面積は 2,580ha となっています。

その一方で、平成 19 年に地域団体商標として「伊勢茶」が登録されるなど、茶産地としての振興に向けた取組が進んでいます。生産者や関係者が一丸となって伊勢茶の知名度・認知度向上やブランド化に向けた取組が進められているほか、GAP 認証の取得など産地としての信頼確保に向けた取組も広がっています。さらに、令和 8 年には「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例」が施行され、伊勢茶に親しむ機会の確保と普及促進に向けた取組が一層推進されることとなりました。

伊勢茶は本県農業における重要品目であるとともに、次世代へ受け継がれるべき日本文化の一つとして、その役割と価値はますます高まっています。本計画は、こうした現状認識のもと、本県茶業の持続的な発展に向け、生産者や関係者が一丸となって茶生産に取り組むとともに、県民が伊勢茶に親しむ暮らしを楽しみ、伊勢茶のブランド確立と消費拡大をめざしていくためのものです。

2 振興計画の位置づけ

本県茶業の持続的な発展に向け、「三重県茶業振興の指針」（平成 23 年 3 月策定（平成 25 年 1 月一部改定））、「伊勢茶振興計画」（令和 3 年 12 月策定）により、茶業振興を進めてきました。

計画策定から 5 年が経過し、「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例」の施行や情勢の変化をふまえ、計画の見直しを実施します。

本計画は、「お茶の振興に関する法律」第 3 条、「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例」第 12 条に基づく振興計画であるとともに、「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例」第 9 条第 1 項の規定に基づく「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画」のうち、茶業振興のための具体的な取組指針となります。

3 計画の期間

「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」がおおむね 10 年で見直されていることなどをふまえ、本計画についても、中長期的な視点に立って取組を進めるため、計画期間を令和 9～18 年度の 10 年間とします。

また、計画は、基本的にはおおむね 5 年ごとに見直しますが、茶業を取り巻く情勢の変化などをふまえ、必要に応じて、適宜見直すこととします。

第2章 三重県茶業の現状と課題

1 生産流通の現状

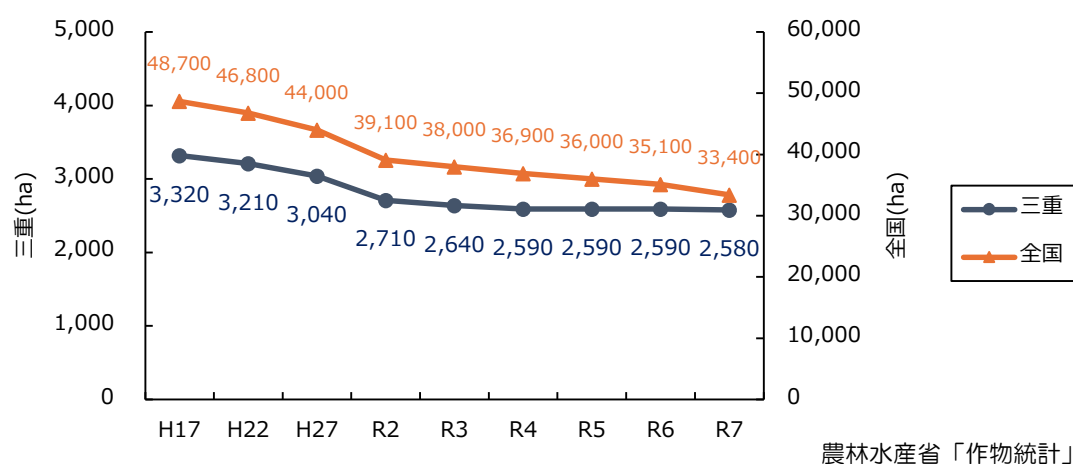
(1) 栽培面積・生産量・生産者価格・産出額の推移

本県は、茶栽培面積、荒茶生産量、生葉・荒茶産出額いずれも全国第3位であり、茶の主産県の一つです。

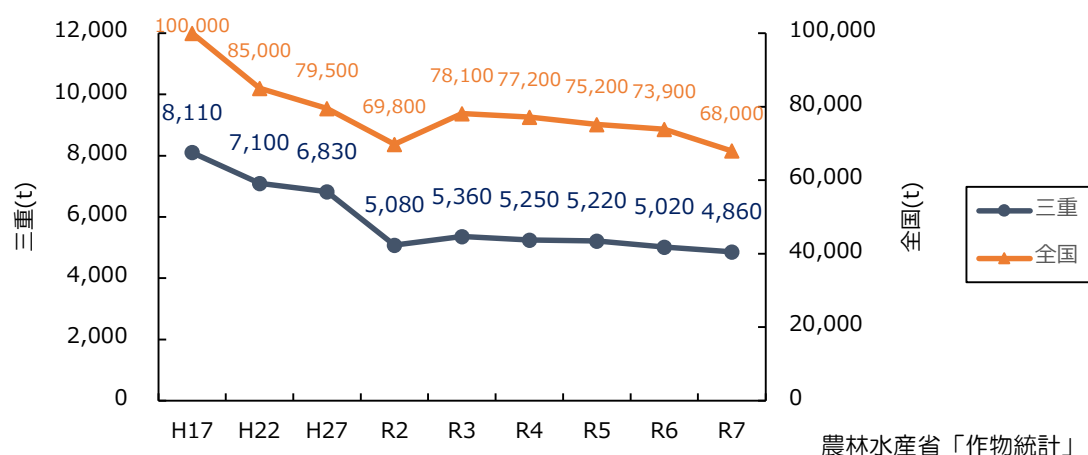
茶栽培面積は、昭和56年に4,140haまで拡大しましたが、食生活の多様化や各種飲料の伸展による消費量の減少、生産者の高齢化や担い手の不足等により近年減少傾向が続いています。

荒茶生産量は、昭和50年代に7,000tを超えましたが、平成24年以降、栽培面積の減少に合わせて漸減傾向となっています。新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年の生産量は急減しましたが、令和3年以降生産量は持ち直し、コロナ禍前と同様の緩やかな減少傾向で推移しています。

【茶栽培面積】



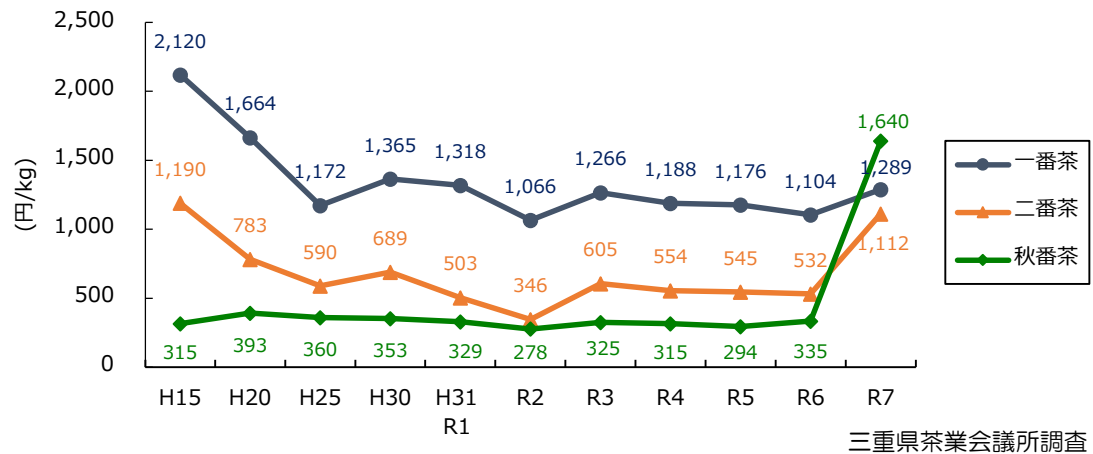
【荒茶生産量】



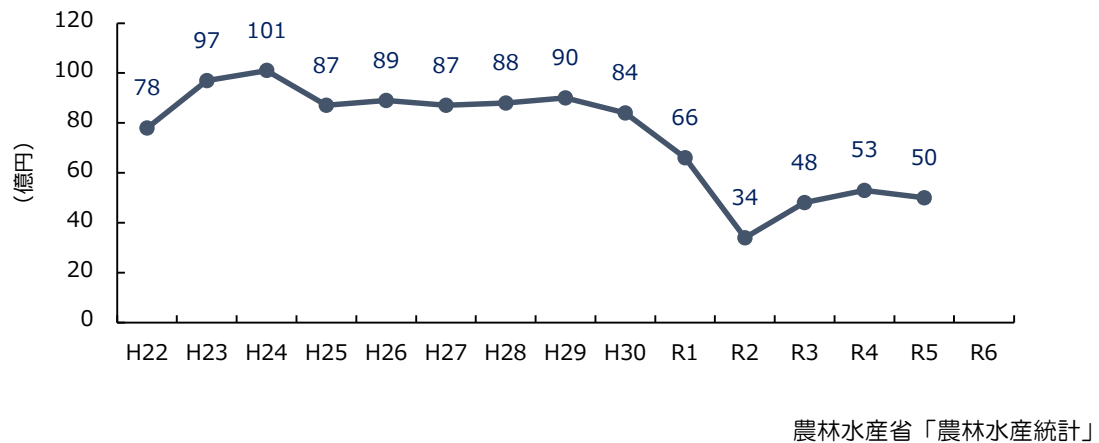
緑茶の生産者価格は、平成中期以降減少傾向にあり低迷が続いていましたが、令和7年の二番茶から急激に上昇しています。

茶の産出額は、県全体の農業産出額 1,218 億円のうち 4.1%（50 億円）を占め、鶏卵、米、肉用牛、豚、生乳に次ぐ第6位（令和5年度）であり、茶は三重県の重要な農産物です。

【三重県の緑茶（普通煎茶）の生産者価格】



【三重県の生葉・荒茶産出額】



(2) 生産者数の推移

本県における栽培経営体数は、令和2年の 601 戸から、令和7年は 412 戸となり、減少傾向が続いています。

製茶工場数についても、令和2年の 219 軒から令和7年は 150 軒に減少していますが、茶工場の規模別でみると年間生葉処理量 100t 以上の工場数はほぼ維持されています。

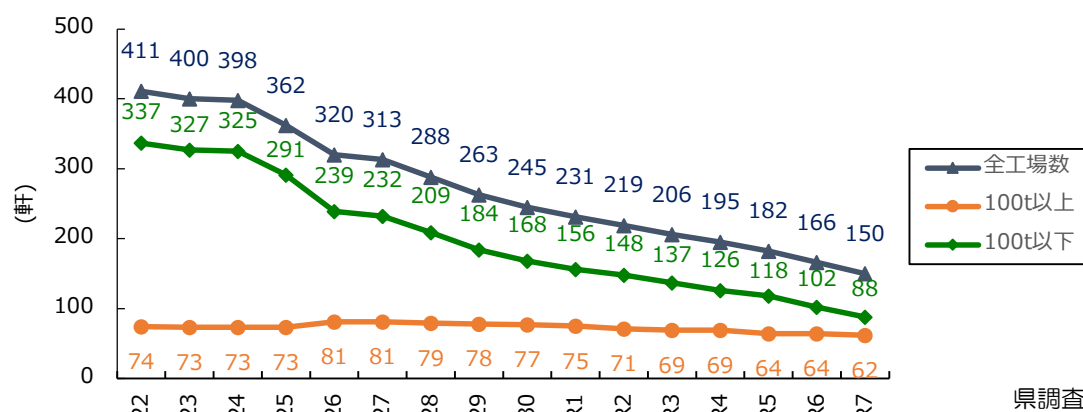
栽培経営体 1 戸当たりの経営面積は、令和 2 年の 2.43ha から、令和 7 年には 2.85ha となっており、茶園集積が進んでいます。また、製茶工場 1 軒当たりの茶葉取扱い面積も、令和 2 年の 12.37ha から令和 7 年は 17.3ha となり、大規模化が進んでいます。

【販売農家・栽培経営体数】

年度	H22	H27	R2	R7
販売農家数 (H22, H27)	1,455	967	601	412
栽培経営体数 (R2, R7)				

農林水産省「農林業センサス」

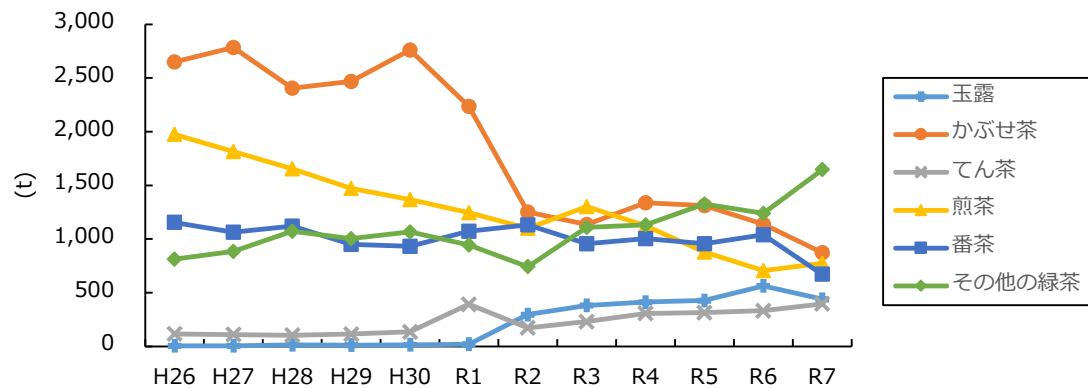
【製茶工場数】



(3) 茶種ごとの生産量の推移

抹茶需要の拡大を背景に、てん茶および食品加工用てん茶（もが茶）を含むその他の緑茶の生産量が増加しています。かぶせ茶は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した令和 2 年以降回復しておらず、かぶせ茶と相互に切り替えて生産できる玉露・もが茶の生産量が増加していることから、需要に応じて生産される茶種が変化していることが見て取れます。煎茶の生産量は減少傾向が続いており、番茶は一定の水準で推移しています。

【茶種ごとの生産量の推移】



三重県茶業会議所調査

(4) 新植・改植および新品種導入の進捗

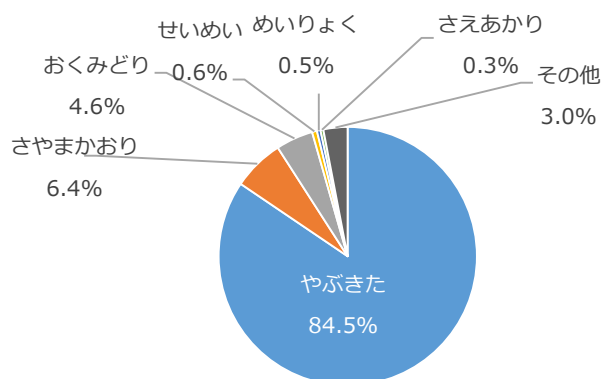
昭和 35 年以降に在来種から改植が進んだ「やぶきた」は樹齢が進み経済樹齢を超えていることから、各種事業を活用した新植・改植が進められています。新しい品種である「せいめい」「さえあかり」「きらり 31」の栽培面積は徐々に増加していますが、県内茶園の品種の構成は「やぶきた」が 84.5%と高い割合を占めています。

【新植・改植、台切の実施面積】

年度	H23 ～24	H25 ～26	H27 ～28	H29 ～30	R1 ～2	R3 ～4	R5	R6	R7
新植(ha)	2.8	3.6	5.1	6.9	11.7	3.2	1.1	3.1	4.2
改植(ha)	35.0	27.9	21.0	14.8	19.2	21.2	7.8	8.1	10.4
台切(ha)	4.9	7.0	6.5	1.7	3.8	2.2	0.2	0.8	0.4
計(ha)	42.7	38.4	32.6	23.3	34.7	26.6	9.1	12.0	14.9

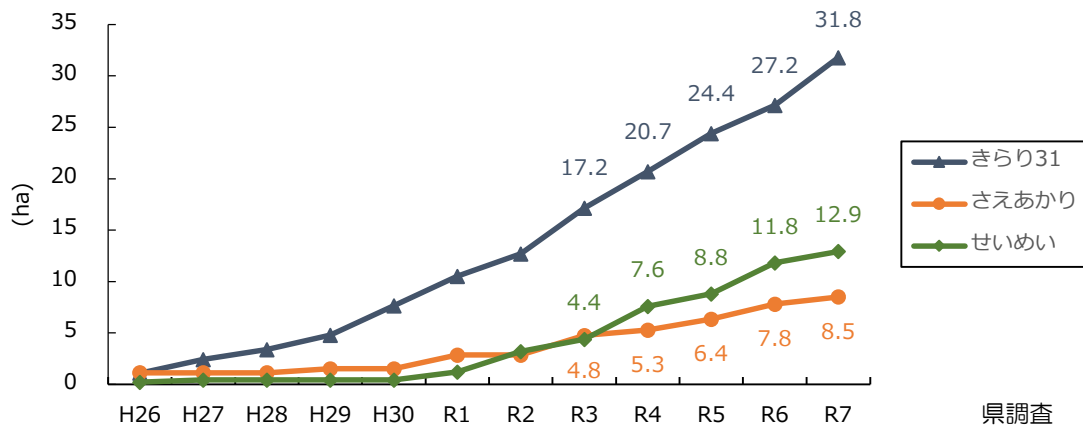
三重県茶業会議所調査

【令和 7 年の品種構成】



県調査

【県内茶園の品種別栽培面積の推移】



(5) 流通状況

三重県で生産された荒茶の多くは、県内茶市場に出荷され、県内茶商を中心に取引が行われています。茶の流通において重要な役割を果たしている茶市場では、平成 27 年に 2 市場が合併して三重茶農業協同組合が設立されたほか、令和 6 年度には J A 全農みえ茶センターの再編による拠点集約が行われるなど、市場体制の強化に向けた取組が進められています。

一方で、飲料メーカーとの契約栽培や BtoC など、取引を多角化することで経営の安定を図る生産者も増加しています。

また、生葉荒茶産出額における全国シェアが 7.9% (令和 6 年) である一方、仕上げ茶※出荷額からみた全国シェアは 2.6% (経済構造実態調査 (製造業事業所調査) 総務省・経済産業省) と低いことから、本県産の茶の多くが他府県の銘柄茶のブレンド原料として出荷・販売されていることが推察されます。

※ 荒茶は、製茶工場で生葉を一次加工した茶。

仕上げ茶は、荒茶を篩分けて大きさを揃え火入れ乾燥した消費者が購入する茶

(6) 第三者認証の取得状況

① G A P

平成 30 年頃より実需者から J G A P 等第三者認証の取得を求められるようになり、大規模経営体を中心に認証取得が進みました。令和 7 年度末時点で 17 経営体 132 農場で国際水準 G A P 認証を取得しており、5 経営体が団体認証となっています。団体認証については、栽培農家の事務労力や経費の節減につながるとともに、栽培履歴やロットの管理が効率的に行える利点があります。

② 有機ＪＡＳ等

有機ＪＡＳは、有機食品について農林水産大臣が定める国家規格です。県内の茶生産者では、令和８年４月末時点で１２事業者が認証取得しています（農林水産省認証事業者一覧）。海外では有機栽培茶の需要が高く、有機認証制度の同等性（国家や地域間でお互いの有機認証制度の基準や検査体制が同等の水準であると認め合う仕組み）を認める国も増えています。

また、県独自の認証制度である「みえの安心食材表示制度」については、令和７年度末時点で１８件が登録されています。

③ 認証等によるブランド化の取組

三重県産の茶の認知度向上と消費拡大を図るため、平成１９年に全国農業協同組合連合会、三重茶農業協同組合、三重県茶商工業協同組合の３者が「伊勢茶」（三重県産１００％の緑茶）を地域団体商標として申請し、登録されました。

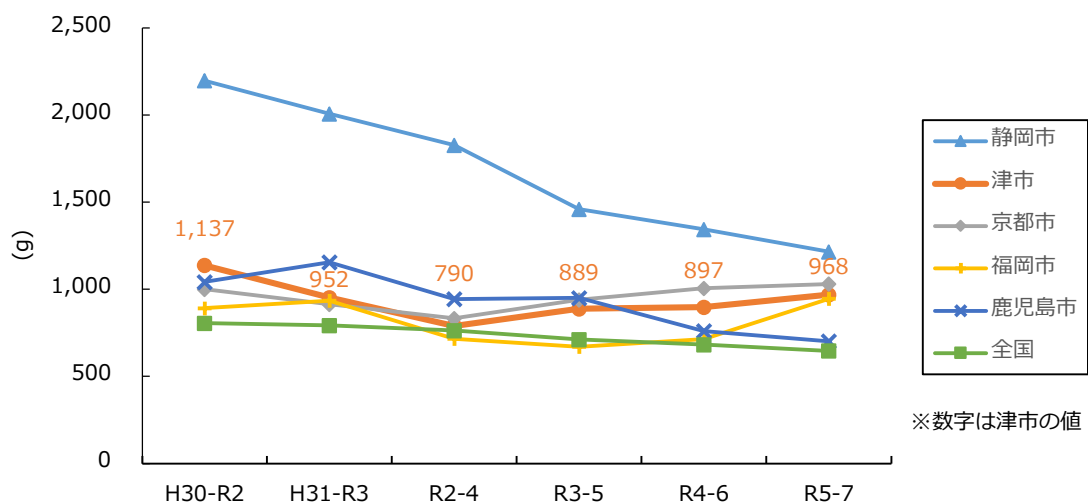
また、三重県を代表する県産品の認定制度である「三重ブランド」（平成１３年度～）に、伊勢茶とその振興に携わる７事業者が認定されています。

2 消費動向の変化

(1) 緑茶（茶葉）の購入数量の推移

1世帯当たりの緑茶（茶葉）の購入数量は、飲料が多様化し消費者の選択の幅が広がっていることなどから、全国的には減少傾向です。都道府県庁所在市別1世帯当たり購入数量（令和5～7年の3年間平均）は、津市（三重県）は968gで、静岡市（静岡県）、京都市（京都府）に次ぐ全国第3位となっています。

【一世帯当たりの緑茶購入数量（3か年平均）】



総務省「家計調査」

(2) 消費者の購入先の変化

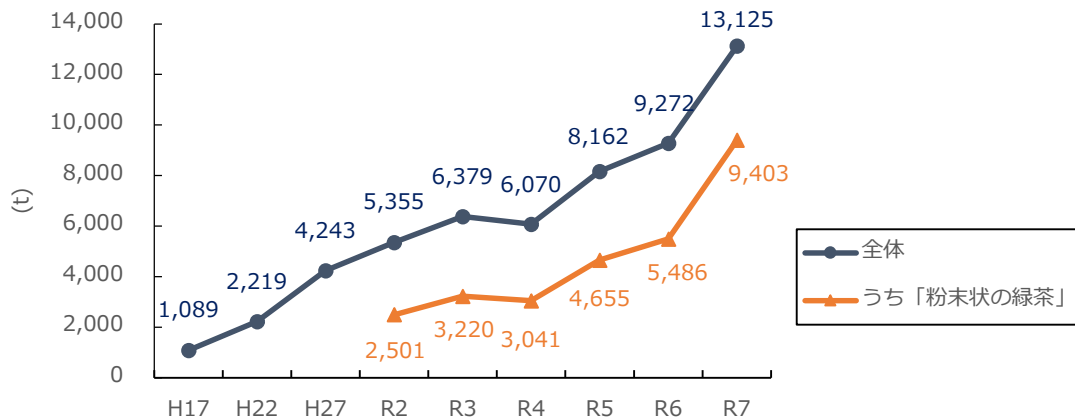
平成26年の総務省の家計調査における1世帯当たりのリーフ茶購入先別の比率は、スーパー等35%、専門店26%でしたが、農林水産省が令和2年度に実施した「緑茶の飲用に関する意識・意向調査結果」では、リーフ茶の購入先は、スーパー48.7%、専門店15.7%、インターネットを含む通信販売15.1%となっており、消費・流通構造が変化していることが伺えます。

3 茶業を取り巻く環境の変化

(1) 輸出の動向

世界における健康志向や日本食への関心の高まりを背景に、近年日本茶の輸出量および輸出額は大幅に伸びています。形状別の内訳では、「粉末状の緑茶」の割合が高くなっていますが、米国へは抹茶を含む「粉末状の緑茶」、台湾は粉末以外の「その他の緑茶」の輸出が多いなど、国により傾向が異なります。また、有機認証制度の同等性を活用した有機栽培茶の輸出数量は増加傾向で、特にEU・英国向けでは大きな割合を占めています。

【緑茶の輸出量の推移】

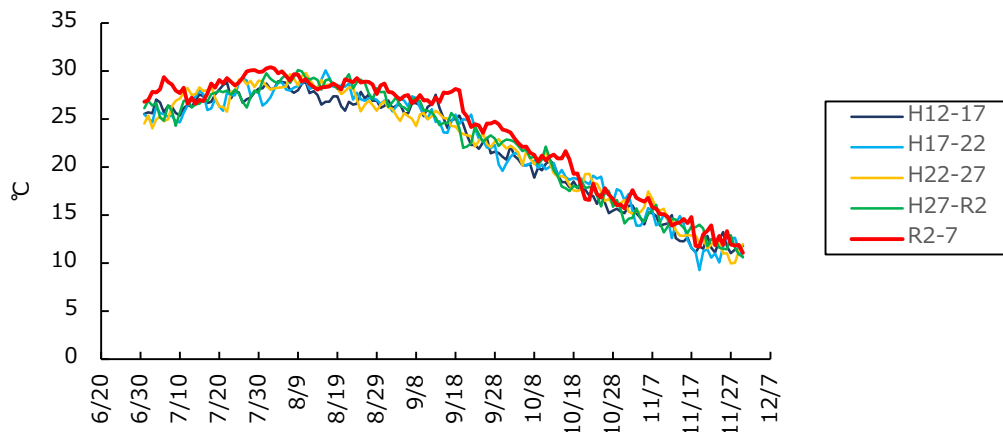


財務省「貿易統計」

(2) 気候変動

近年、夏秋期の高温が顕著になっており、二番茶後の降雨量も不安定になっています。夏期の高温・少雨は、新芽の生育に悪影響です。また、秋整枝は、再萌芽を防ぐために芽の生育が止まる日平均気温が18～19℃以下になってから行いますが、秋期の高温は秋整枝時期の判断を難しくしています。

【夏秋期の日平均気温（5年平均）の推移】



気象庁「気象データ」

(3) DXの進展

様々な分野においてDX（デジタルトランスフォーメーション）が進展する中、農業分野では特に、スマート農業技術が労働力不足の解消や生産性向上に資する手段の一つとして注目されています。

茶業においても、摘採機の自動運転やドローンによる病虫害発生状況のセンシングなど、様々な技術の研究・開発が進んでいます。また、スマートフォンやタブレットを活用した作業管理ツールは一部で実用段階に入っています。

4 現状をふまえた課題

① 生産量の減少

県内の茶園面積・荒茶生産量は減少傾向にあり、これらの維持に向けて、単収の向上や生産工程の効率化等生産力の一層の強化が求められています。

② 生産される茶種の変化

日本茶輸出が急拡大しており、県内においても海外需要の高いてん茶や食品加工用てん茶（もが茶）の生産が増加し、かぶせ茶や煎茶の生産量は減少しています。荒茶価格は、茶種や茶期によって大きく異なるうえ、品質に応じた価格差も加わることから、経営体ごとの収益差につながります。こうした状況をふまえ、需要に応じた生産への転換を支援するとともに、従来の栽培を継続する地域に対しても、きめ細やかな振興策を講じることが必要です。

③ 茶園の老朽化

茶樹の経済樹齢は 35 年程度とされていますが、茶園の年間新植改植面積は県内総面積の 1%弱にとどまっており、老園化した茶園が増加しています。単収向上に向けて、新品種の導入や改植を進める必要があります。

④ 設備の老朽化

昭和 50 年代以降に導入された近代的な製茶ラインは老朽化が進み、生産効率の低下等が課題となっていますが、機械・設備の価格は上昇しており、更新が進みづらい状況にあります。

⑤ 生産コストの上昇

茶生産においては、経営費に占める燃料費・肥料費の割合が高く、近年の燃油価格や肥料価格の高騰が経営を大きく圧迫しています。こうした状況に対応するため、生産工程の見直しや省力化・低コスト化を推進し、資材価格の変動に左右されにくい安定した経営体質への転換を図ることが必要です。

⑥ 分散した小区画茶園

生産者が管理する茶園が分散している地域では、移動・作業に要する時間や労力が大きく、生産効率の低下が課題となっていることから、地域の実情に応じた茶園の集積・集約化を着実に進めていく必要があります。

製茶工場 1 軒当たりの茶葉取扱面積は増加しており、集約化は一定程度進んでいますが、生産の効率化に向け、引き続き集約を進めていく必要があります。

⑦ 担い手・労働力の減少

生産者数は減少を続けています。新規就農者の確保・育成や就農者の定着化を促進、多様な働き手の活用など、総合的な労働力の確保を図っていく必要があります。

⑧ 気候変動

夏秋期の高温・少雨、暖冬、晩霜など、気候変動に伴う影響が顕在化しており、安定した生産の維持が困難な状況となっています。

⑨ 国内消費の低迷

国内における一世帯当たりの緑茶（茶葉）購入量は減少傾向にあり、津市（三重県）においても横ばいで推移しています。国内需要の拡大に向けた取組が求められます。

⑩ ブランドとしての浸透不足

伊勢茶は、他府県産銘柄茶の原料として流通される割合が高く、産地としての知名度・認知度が十分に高まっていないことから、伊勢茶ブランドの確立と消費者への浸透が課題となっています。

第3章 伊勢茶振興に向けた基本的な考え方

1 伊勢茶振興の果たす役割

伊勢茶は、県全体の農業産出額の4.1%（令和5年度）を占めるとともに、生産から加工・流通・販売まで関連する業界が広く、地域経済を支える重要な産業です。

また、古くからの茶産地である本県において、伊勢茶が育んできた歴史や文化、茶園が織りなす景観は、県民が誇るべき貴重な財産として後世に語り継いでいくべきものです。

こうした産業・文化の両面における重要性をふまえ、伊勢茶の振興に積極的に取り組み、本県茶業の維持・発展を図っていくことが求められます。

2 めざすべき将来の姿

- 需要拡大に対応し伊勢茶が安定的に生産・供給され、将来にわたってそのブランドと産地が守られている。
- 多様な茶業者が共生しながら、三重県茶業が持続的に発展している。
- 伊勢茶に親しむ暮らしが県内に広がり、県民が伊勢茶に対する愛着を持っている。
- 伊勢茶が育んできた文化・伝統が大切に継承され、地域の誇りとして根付いている。

3 これまでの取組の成果と課題および新たな計画における取組方針

取組方向Ⅰ－1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大

【これまでの取組の成果と課題】

産地が抱える課題の解決に向け、「産地構造改革プロジェクト」への支援を行うとともに、伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成を目的として、茶関連施設の新設・増設や機器・資材の導入等を支援しました。

茶の認定農業者のうち他産業従事者と同程度以上の農業所得があると回答した割合は35.8%（R2）から73.6%（R7）へと大幅に上昇しましたが、茶を取り巻く状況の好転も所得向上を後押しした面が大きいと推察されます。

今後、経営体のさらなる発展を実現するためには、生産体制の強化を通じて拡大する需要に対応した安定供給を確保するとともに、各産地の実情に応じたきめ細かな支援を行い、コスト削減につながる生産の効率化を着実に推進していくことが重要です。

また、茶園の将来の利用についての具体的な合意形成が図られている集落数は、大きく増加しました。この合意のもと、担い手への茶園の集積・集約等それぞれの地域のめざすべき姿を実現し、持続可能な生産構造の確立を図っていく必要があります。

【新たな計画における取組方針】

- ・ 需要拡大に応じた伊勢茶の安定供給を実現する生産体制の強化
- ・ 茶園の集積・集約等による持続可能な生産構造の確立
- ・ 収益性の高い経営体の育成

取組方向Ⅰ－２ 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化

【これまでの取組の成果と課題】

生産者、茶商、茶市場および県で構成する「伊勢茶輸出プロジェクト」の活動により、ドバイ向け輸出を通じて伊勢茶ブランドの海外販路開拓モデルを構築しました。また、海外需要の高い有機栽培茶の生産技術に関する研修会を開催するなど、生産者の参入促進に向けた支援を行いました。

今後は、構築した海外販路開拓モデルや輸出ノウハウを県内茶事業者へ波及させ、伊勢茶全体の輸出拡大につなげていくことが重要です。

また、JA全農みえや三重茶農協が団体事務局となったGAP団体認証の取得・維持を支援し、伊勢茶の円滑な取引につなげています。伊勢茶のさらなる取引拡大に向け、流通販売体制の強化を図っていく必要があります。

【新たな計画における取組方針】

- ・ 国内外における販路拡大の促進
- ・ 第三者認証の取得・維持の支援等を通じた流通販売体制の強化

取組方向Ⅱ 県民運動による伊勢茶の消費拡大の推進

【これまでの取組の成果と課題】

伊勢茶の消費拡大に向け、「伊勢茶マイボトルキャンペーン」の推進や各種イベントでのPR、伊勢茶関連商品の開発支援、飲食店と連携した伊勢茶メニューキャンペーンの実施、教育機関と連携した伊勢茶アイデアコンテストの開催など、伊勢茶の魅力発信および活用方法の拡充に向けた多様な取組を実施してきました。

これらの取組の結果、消費者アンケートにおける伊勢茶の認知度は高まる傾向にあるものの、直近3か年の1世帯当たりの茶の平均購入量（津市）はほぼ横ばいで推移しており、認知度の向上が購買行動の変化に十分につながっていない状況にあります。

今後は、「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例」のもと、県や茶業関係者だけでなく、県民の主体的な取組を促進するための仕組みづくりを進めていく必要があります。

【新たな計画における取組方針】

- 伊勢茶に親しむ暮らしを通じた県民の伊勢茶に対する愛着の醸成
- 消費需要の変化に対応した伊勢茶関連商品・サービスの創出
- 伊勢茶の茶種ごとの特長、歴史や文化、景観など多様な魅力の発信

第4章 伊勢茶振興に向けた施策の展開

1 施策の体系

次の通り3つの取組方向を定めるとともに、その下に13の具体的な取組を位置づけ、施策を展開していきます。

【取組方向Ⅰ】需要拡大に応じた伊勢茶の安定供給の実現

●具体的な取組

- ① 改植や栽培技術の高度化による単収の向上
- ② 茶園管理における生産効率の向上
- ③ 製茶能力の向上
- ④ 需要に対応した茶生産の拡大
- ⑤ 各茶種の特長をふまえ特に注力する取組

【取組方向Ⅱ】三重県茶業の持続的な発展を支える構造の確立

●具体的な取組

- ① 産地のめざすべき姿の共有と基盤整備
- ② 茶業従事者の確保と次世代経営者の育成
- ③ 実需者に求められる第三者認証の取得・維持の促進
- ④ 経営安定に資する情報提供体制の充実と販路拡大支援

【取組方向Ⅲ】

伊勢茶に親しむ暮らしの推進とブランド力の強化を通じた消費拡大

●具体的な取組

- ① 伊勢茶に親しむ暮らしの推進
- ② 伊勢茶学を通じた食育活動の推進
- ③ 伊勢茶の新たな価値の創出と伝統の継承
- ④ 県外・海外へのプロモーション

2 目標指標

伊勢茶振興における令和 18 年の目標指標を下表のとおり定めます。

指標	現状 (R7)	目標 (R18)	対応 する 取組 方向
全国の茶生産量に占める三重県産のシェア ※三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画（第4次計画）における目標指標	7.50% (R6)	7.65% (R17)	I
1 経営体あたりの茶園面積	2.85 ha	4.18 ha	II
新たに設置された伊勢茶体験ができる施設の数	-	20	III
伊勢茶の消費拡大に協力していただく店舗・事業者数	508 箇所	780 箇所	

3 具体的な取組内容

取組方向Ⅰ 需要拡大に応じた伊勢茶の安定供給の実現

めざす方向

生産者の高齢化や担い手不足、長年にわたる価格低迷によって生産基盤の弱体化が進むなか、近年の急激な輸出拡大により、茶の需給は転換点を迎えています。こうした変化を的確に捉え、安定的な茶葉供給を維持・強化するため、その土台となる茶園の単収向上ならびに栽培工程、加工工程における生産効率の向上に取り組めます。

現状と課題

- 県内の茶園面積は減少傾向であり、それに伴い荒茶生産量も減少傾向にあります。生葉・荒茶産出額もコロナ禍以前に比べ、低い水準で推移しています。
- 資材価格や燃料価格の上昇により、生産コストが増加しています。
- 茶樹の経済樹齢は 35 年程度とされていますが、茶園の年間新植改植面積は県内総面積の 1 % 弱で推移しており、老園化した茶園が多くなっています。また、新しい品種の栽培面積は増加しつつありますが、県内茶園の品種構成は、やぶきたが栽培面積の 8 割以上を占めています。
- 近代的な製茶ラインは昭和 50 年代以降に導入されたため、製茶工場の設備の老朽化による生産効率の低下等の課題が生じています。
- 気候変動に伴う夏秋期の高温・少雨、暖冬、晩霜等の影響により、安定した生産の維持が困難になっています。
- 緑茶、特に粉末状の緑茶の輸出の急拡大に対応して、県内でもてん茶や食品加工用てん茶（もが茶）の生産が増加し、かぶせ茶や煎茶の生産量は減少しています。

具体的な取組内容

茶種共通の取組方向

取組① 改植や栽培技術の高度化による単収の向上

(ア) 優良品種への転換・改植

- 老園化等により収量性の低下した茶園を主な対象として、改植および収量性や付加価値の高い品種等への転換を促進します。

(イ) 栽培技術の高度化

- 気候変動に伴う夏秋期の高温・少雨、暖冬に対応できる栽培管理技術の開発・普及を推進します。
- 需要の多様化に伴い品質重視から収量重視まで生産の幅が広がる中、それに応じた施肥管理や整剪枝管理など栽培技術の高度化を促進します。

取組② 茶園管理における生産効率の向上

(ア) 効率的な農業機械の導入の促進

- 管理面積に応じた適切な性能・規模の農業機械の導入や、新機能を備えた機器の活用等による茶園管理作業の効率化を促進します。

(イ) スマート農業技術の活用の促進

- 生産効率の向上に向けて、自動、半自動操舵機械やセンサー、データを活用した茶園管理技術等スマート農業技術の実証や生産現場への導入を促進します。
- デジタル技術等を活用し三重県茶業で培われてきた茶栽培技術の見える化を図る取組を促進します。

(ウ) コストを節減できる栽培管理技術の普及推進

- 資材や燃料の価格上昇に対応するため、コストを節減できる栽培管理技術の開発・普及を推進します。

取組③ 製茶能力の向上

- 製茶機の性能向上など、伊勢茶の安定供給に必要な茶工場の製茶処理能力の向上の取組を支援・促進します。
- 茶種や用途など、それぞれに求められる品質に応じた製茶工程への改良を促進します。
- 資材や燃料の価格上昇に対応するため、省エネの取組を促進します。
- 製茶施設の新築・増築や再編・集約等の取組を支援します。

取組④ 需要に対応した茶生産の拡大

(ア) 輸出向け生産

- 輸出向け栽培では、相手国のMRL（残留農薬基準）によって使用できる農薬が異なります。使用可能な農薬に制限があるなかでも防除効果を維持し、かつ薬剤耐性病害虫の発生を抑える防除技術の実証や普及を推進します。
- 海外市場で評価される茶葉の生産技術開発・普及に取り組めます。
- 輸出向け生産では、実需者から残留農薬検査証明等の証明や、第三者認証等が求められる場合があります。取組方向Ⅱ取組③の内容と合わせ、輸出向け生産の促進に資する情報発信や共有に取り組めます。

(イ) 有機栽培茶の生産

- 有機栽培茶は海外需要が高いものの、病虫害防除や除草・施肥管理の難しさから生産コストが高く、収量も不安定になりやすいため、生産拡大が進みにくい状況にあります。こうした課題を解決するため、低コスト・省力的で安定した収穫が可能な有機栽培技術の実証・普及を推進します。

各茶種の特長をふまえた取組方向

取組⑤ 各茶種の特長をふまえ特に注力する取組

(ア) 煎茶

- 煎茶は基本となる茶種であり、県内でも幅広く栽培されています。中山間地でも多く栽培されているため、圃場条件や規模に合った機械の導入や省力栽培技術の普及を推進し、持続可能な生産体制の構築を図ります。
- 飲料メーカーとの契約栽培では、低コストな管理で安定した品質を確保しながら多収生産を実現することが重要です。収量性の高い品種への転換を促進するとともに、収量を重視する栽培における施肥管理技術の開発・普及を推進します。

(イ) 深蒸し煎茶

- 主に飯南・飯高地域で伝統的に生産されている深蒸し煎茶は、その品質と特長を活かした生産を継続していくことが重要です。生産工程の効率化や栽培加工技術の継承を促進し、産地の持続的な発展を図ります。

(ウ) かぶせ茶

- 生産量全国第1位のかぶせ茶は、県内外の茶商から高く評価されており、その品質と特長を維持することが重要です。被覆適性が高い品種への転換や茶園集約・規模拡大、生産工程の改良による効率化、需要の変化や気候変動に対応した被覆、整剪枝、施肥管理等の栽培技術の導入を促進します。

(エ) てん茶

- 抹茶原料であるてん茶は、海外需要の拡大により、県内でも生産が増加しています。てん茶向け品種の導入のほか、粉末の色調や味、香りなどてん茶として高評価となる茶葉の栽培技術の開発・普及を推進します。
- 海外需要が高いことから、輸出向け生産や有機栽培について取組方向Ⅰ取組④のとおり促進します。

(オ) もが茶

- 加工用抹茶の原料であるもが茶は、海外需要の拡大により、てん茶とともに生産が増加しています。粉末の色調や味、香りなど加工用抹茶原料として高評価となる茶葉の栽培技術の開発・普及を推進します。
- 海外需要が高いことから、輸出向け生産や有機栽培について取組方向Ⅰ取組④のとおり促進します。

取組方向Ⅱ 三重県茶業の持続的な発展を支える構造の確立

めざす方向

三重県茶業の持続的な発展を実現するためには、産地を担う茶業関係者が地域のめざすべき姿を共有し、共通の目標に向けて連携・協働することが重要です。茶園の集積・集約化による生産基盤の強化、就農者の確保・育成、流通販売体制の強化など、地域全体にわたる持続的な生産構造の確立に向けて、一丸となって取り組みます。

現状と課題

- 高齢化が進み、生産者数が減少しています。
- 製茶工場数は減少していますが、年間生葉処理量 100t 以上の工場数はほぼ維持されています。
- 茶生産への新規参入は、農地の確保や作業機械の導入に加え、製茶工場の整備が必要となるため、他の品目と比べて初期投資・参入コストが高くなりやすい傾向にあります。また、栽培管理技術に加えて製茶技術の習得も必要になることから、新規参入が難しくなっています。
- 摘採期に労働需要が集中していることが、通年雇用などの安定的な労働力の確保の課題となっています。
- 管理する茶園が分散しており、移動・作業に要する時間や労力が大きく、生産効率の低い地域が多い状況にあります。
- 製品の安全性や環境・社会への配慮を証明する手段として、第三者認証（有機 JAS・GAP 認証等）の取得を実需者から求められるケースが増えています。
- 国内リーフ茶需要の縮小や海外需要の拡大など、茶をめぐる社会情勢が変化する中で経営の持続性を確保するためには、経営リスクの分散と安定化が重要です。

具体的な取組内容

取組① 産地のめざすべき姿の共有と基盤整備

(ア) 産地のめざすべき姿の共有

- 地域活性化プランの作成や産地構造改革プロジェクトの取組など、各産地の茶業関係者による産地のめざすべき姿の共有に向けた取組を促進します。

(イ) 小規模茶園整理

- 区画の拡大、枕地整備、畝方向の統一化、大型機械の進入路造成など、簡易な基盤整備を促進することで、茶園の集約化や栽培管理の作業効率化を図ります。

(ウ) 地域における茶園整理

- 地域の耕作地図のデジタル化など、関係者間で情報を共有できる体制を構築することにより、耕作放棄に関する情報の早期把握や放棄茶園の発生防止を図り、産地の茶園維持に向けた基盤づくりを促進します。
- 産地のめざすべき姿の共有のもと、茶園の集積・集約化、基盤整備を促進します。

取組② 茶業従事者の確保と次世代経営者の育成

(ア) 新規就農の促進

- 茶経営への新規就農では初期投資の負担が大きいことから、法人就業や生葉生産専業での就農、就農希望者が茶園や製茶工場を継承できる仕組みづくりを促進します。
- 就農準備資金や経営開始資金など新規就農者支援制度の活用を促進します。

(イ) 就農者の定着化

- 新規就農者が地域に定着して経営を継続できるよう、就農後も経営や技術面での個別指導を行うとともに、生産者のネットワーク形成等を促進します。
- 雇用就農資金など従業員の継続的な雇用を支援する制度の活用を促進するとともに、継続的な雇用の実現に向けた経営体の経営改善支援に取り組みます。

(ウ) 次世代経営者の育成

- 「みえ農業版 MBA 養成塾」等を活用し、大規模経営を担うことのできる生産者の育成に取り組みます。

(エ) 多様な働き手の確保

- 女性や外国人労働者、UIターン者、副業・兼業就農者など、多様な働き手が農業に参画しやすい環境づくりを促進します。
- スポットワークの活用等、社会情勢の変化に対応した雇用形態の導入や活用を促進します。

- 大規模経営における従業員等の労働力を年間を通じて有効に活用するため、茶の農閑期に作業のある他品目の導入等を促進します。

取組③ 実需者に求められる第三者認証の取得・維持の促進

(ア) G A P

- 生産者の経営改善や消費者の食の安全・安心に対するニーズに応えるため、国際水準GAPの認証取得・維持およびGAPに基づく取組を促進します。あわせて、生産者個々の審査費用の負担軽減につながる団体認証の取得・維持を促進します。

(イ) 有機 J A S

- 有機栽培茶は、国内需要に加え、海外でのニーズが非常に高く、有機JAS認証の有機同等性が認められている国も増加していることから、海外市場での競争力強化に向け、有機JAS認証の取得を促進します。

(ウ) その他の認証

- その他実需者に求められる第三者認証に関する情報についても適宜発信・共有を図ります。

取組④ 経営安定に資する情報提供体制の充実と販路拡大支援

(ア) 経営判断に資する情報の提供

- 経営判断の材料となる情報や経営の安定化に資する情報等を提供する体制の充実を図ります。

(イ) 多角化経営・複合経営の促進

- ECサイトの活用も含めた自販等多角化経営の取組を促進するとともに、多様な消費者ニーズに対応した新商品の開発・創出を促進します。
- 茶と他作物、茶と加工（6次産業化）、茶と観光（茶ツーリズム）などの複合経営による収益の安定化や付加価値の向上に資する取組を促進します。

(ウ) 直接・間接輸出の促進

- 茶の輸出に向けては、国の農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略や日本茶輸出促進協議会の発信する情報をふまえ、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会と連携して各事業者の輸出に向けた取組を支援します。また、伊勢茶輸出促進プロジェクトにおいて、輸出拡大に向けた取組を促進します。

産地ごとの状況 （市町・地域茶業組合と調整中）

	状況	今後の支援方向
いなべ市		
四日市市		
鈴鹿市		
亀山市		
津市		
松阪市		
多気町		
大台町		
度会町		

取組方向Ⅲ 伊勢茶に親しむ暮らしの推進と ブランド力の強化を通じた消費拡大

めざす方向

多様化する消費者ニーズや消費行動をふまえ、伊勢茶の新たな価値を提案し、消費拡大とブランド力の向上を目指します。あわせて、県民一人ひとりが伊勢茶への理解と愛着を深められるよう取り組み、県全体で伊勢茶を大切にす
る機運を高めることで、伊勢茶の消費拡大と産地の持続的な発展につなげま
す。

現状と課題

- 国内における一世帯当たりの緑茶（茶葉）購入量は減少傾向にあり、津市（三重県）においても横ばいで推移しています。消費者のリーフ茶離れが続いている状況です。
- 県内における伊勢茶の認知度は上昇傾向にあるものの、伊勢茶の歴史・文化の継承に向けて、認知度や理解度をさらに高めていく必要があります。
- 近年、消費行動はモノ消費からコト消費・トキ消費へと変化し、経験や体験に価値を見出す傾向が強まっています。また、デジタル技術やSNSの普及により、情報発信は一方向・限定的なものから、双方向コミュニケーションやグローバルな交流へと大きく転換しています。こうした潮流を的確に捉え、伊勢茶のブランド力の向上と消費拡大につなげていくことが求められます。
- 「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例」に基づき、県全体で伊勢茶に親しむ機運を高めながら、官民が連携し、一体となって伊勢茶の振興を推進していくことが重要です。

具体的な取組内容

取組① 伊勢茶に親しむ暮らしの推進

(ア) 伊勢茶に親しむ機会の提供

- 「本格的な伊勢茶を手軽に楽しむ」をコンセプトとした伊勢茶マイボトルキャンペーンを継続し、日常生活の中での飲用機会の定着を図ります。
- 伊勢茶初摘みの日（八十八夜）を含む4月29日から5月30日までの期間において、県民が伊勢茶に親しむ機運を高めるため、プロモーション活動を推進します。
- 「伊勢茶に親しむ月間」（11月）に、多様な主体と連携しながら伊勢茶の魅力に触れられるイベントを開催するなど、県民の伊勢茶に対する関心と理解を深める取組を推進します。
- 伊勢茶の普及促進や伊勢茶に親しむ暮らしの推進に尽力した個人・団体を顕彰することで、その意欲と取組をたたえ、さらなる活動の促進を図ります。
- 乾杯キャンペーン等を通じ、伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組を促進します。
- 市町、茶業関係者、茶業団体等と連携しながら、「煎茶」「深蒸し煎茶」「かぶせ茶」それぞれの特長や歴史・文化などの魅力を発信するほか、伊勢茶に親しむ機会の提供の拡大を図ります。
- 食品加工事業者や飲食店、観光事業者等と連携して、伊勢茶の活用を促進し、消費者が伊勢茶に触れる機会の拡大を図ります。
- 企業や県民が主体的に伊勢茶PRや伊勢茶に親しむ暮らしの推進に取り組めるよう、活動に応じたメリットが得られる持続可能な仕組みの構築を進めます。

(イ) 地産地消の推進

- 県内の小売店等における伊勢茶および伊勢茶関連商品の提供やPRの拡大を促進します。
- 「みえ地物一番の日」キャンペーンや「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を推進する中で、農林水産業の見える化に取り組み、伊勢茶を含む県内農林水産物の魅力を伝え、日常の食生活における活用を促進します。

(ウ) 伊勢茶のブランド力の向上

- 伊勢茶は、県内各地域の風土や気候を活かした個性豊かなお茶が揃っていることが大きな強みの一つであることから、この魅力を広く周知し、伊勢茶のブランド力の向上を図ります。
- 地域団体商標を活用し、他府県産地との差別化やブランド力の向上を推進します。

取組② 伊勢茶学を通じた食育活動の推進

(ア) 教育機関と連携した取組

- 子どもが伊勢茶の歴史や文化、茶種ごとの特長、お茶の作り方、淹れ方・楽しみ方等を学び、伊勢茶により親しむことができるよう、伊勢茶学※教材を小学校へ配布し、学校教育における伊勢茶学の導入や活用促進を図ります。
- 茶園や茶工場の見学など、小中学生がお茶について学ぶ機会の提供を促進します。
- 県内の教育機関と連携した出前トークの実施等、次世代に伊勢茶の魅力を継承する取組を促進します。また、教育機関等が主体的に行う伊勢茶に関する活動について支援します。
- 「みえ地物一番給食の日」において、伊勢茶を含む地場産物の活用促進を図ります。

(イ) 消費者向けの取組

- 冊子やインターネット等を通じて伊勢茶学を消費者に分かりやすい形で提供し、伊勢茶の魅力発信に取り組みます。

(ウ) 伊勢茶スペシャリストの育成

- 伊勢茶の魅力を広く発信できる人材を確保するため、伊勢茶学の知識をもち、かつ日本茶インストラクターの資格または同等の知識・技能を有する「伊勢茶スペシャリスト」の育成を図ります。また、伊勢茶スペシャリストが行うプロモーション活動を支援し、伊勢茶の認知度向上と魅力発信のさらなる強化を図ります。

※「伊勢茶学」とは、「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例」において提唱された概念であり、伊勢茶の伝統と文化に関する知見を指します。具体的には、伊勢茶の歴史・由来、製法・種類、地域文化や暮らしとの関わり、食育・普及啓発に関する知識などを幅広く包括するものです。

取組③ 伊勢茶の新たな価値の創出と伝統の継承

(ア) コト消費需要に対応した商品・サービスの創出

- 伊勢茶のプロモーションや関連需要の拡大につなげるため、観光事業者等と連携し、茶園風景・茶摘み体験・飲み比べ・ブレンド体験など、伊勢茶の魅力を体感できるプログラムの整備を促進します。
- 伊勢茶と親和性の高い商品・サービスとのコラボレーションによる新商品・新サービスの開発・提供を促進します。

(イ) 伊勢茶の新たな付加価値の創出

- 消費者の健康意識の高まりをふまえ、茶の健康効果について科学的根拠に基づく情報発信等の取組を促進するとともに、健康成分を豊富に含む茶葉の生産技術開発や、高付加価値商品の創出等の取組を促進します。
- 消費者の嗜好の多様化をふまえた特徴ある茶の生産技術開発や、消費者に香味を分かりやすく伝える取組等を通じた需要拡大を促進します。

(ウ) 茶に関する伝統の継承

- 三重県で受け継がれてきた手もみ茶技術の伝承保存や、亀山紅茶、越賀茶、熊野番茶など郷土の歴史を継承していく取組を支援します。

(エ) 県内産品との連携

- 萬古焼・伊賀焼などの伝統工芸品や、茶以外の地域特産物とのコラボレーションを通じて、それぞれの強みを掛け合わせた新たな価値・魅力の創出を促進します。

取組④ 県外・海外へのプロモーション

- 三重テラス等でのプロモーションイベントの実施、また、関係団体の取組を支援することで、県外消費者への伊勢茶や伊勢茶産地の魅力発信を進めます。
- 県外のホテル、レストラン、交通関連企業等様々な販売チャネルを活用し、幅広い消費者が伊勢茶に触れる機会を増やすことで認知度向上を図ります。
- 観光部や雇用経済部と連携して観光・食・物産が一体となった海外プロモーションに取り組み、伊勢茶の知名度・認知度を高め、輸出やインバウンド需要の拡大を図ります。
- 令和8年に登録された日本茶G I（農林水産大臣登録第 179 号）を活用して信頼を担保しつつ、伊勢茶の独自性を活かした差別化の取組を促進するとともに、伊勢茶独自のG I 取得についても検討を促していきます。
- 県外・海外の伊勢茶ファンを育成し、自発的な伊勢茶の魅力発信や普及宣伝を行う人材の増加を図ります。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制と重点プロジェクトの推進

計画に基づく取組については、県をはじめ、三重県茶業会議所、三重茶農業協同組合、JA全農みえ、JA、市町等と連携して推進します。

特に、重点的に取り組む必要のある課題については、プロジェクトを設置して取り組みます。

1 産地構造改革プロジェクト

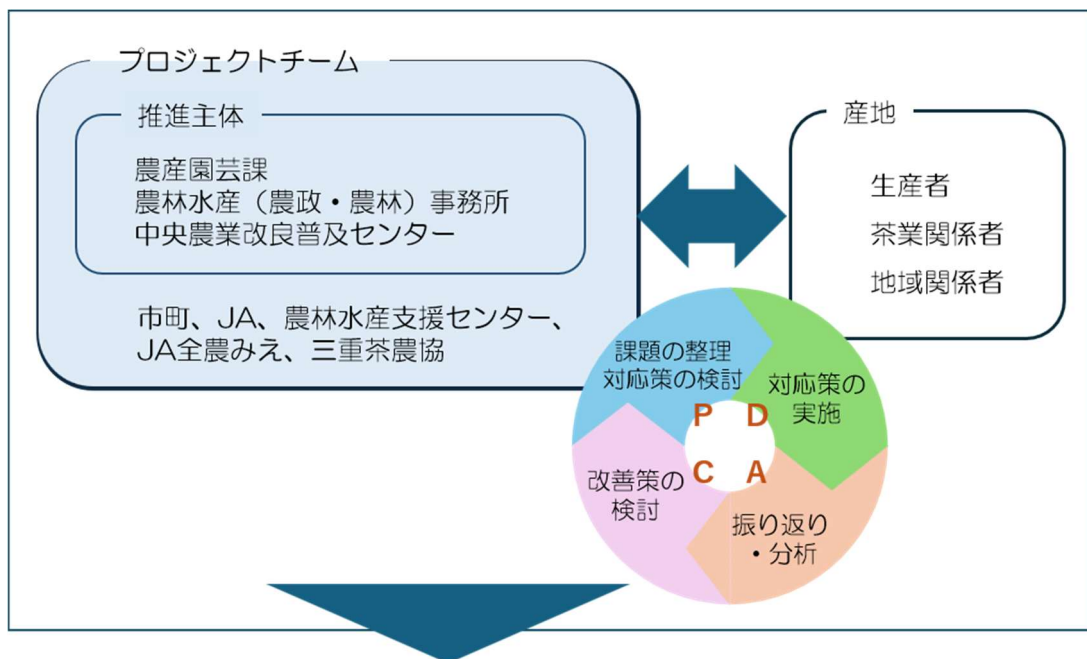
産地のめざすべき姿の共有、実現に向けての取組を視野に入れながら、産地ごとの課題解決に取り組み、生産者の持続的な生産や経営安定化・収益向上に取り組めます。県（事務所、普及センター）が推進主体となり、地域ごとのプロジェクトチームとして、市町、JA等と連携し、地域が抱える課題の解決に向けた支援に取り組めます。

具体的な進め方としては、以下のPDCAサイクル

- ①産地への課題の聴き取り・整理、取組計画の策定
- ②取組計画の実施
- ③取組計画実施後の振り返り、分析
- ④改善策の検討

を継続的に繰り返すことで、産地が抱える課題の解決を図ります。

【産地構造改革プロジェクト】



地域のめざすべき姿の共有・めざすべき姿に向けての取組

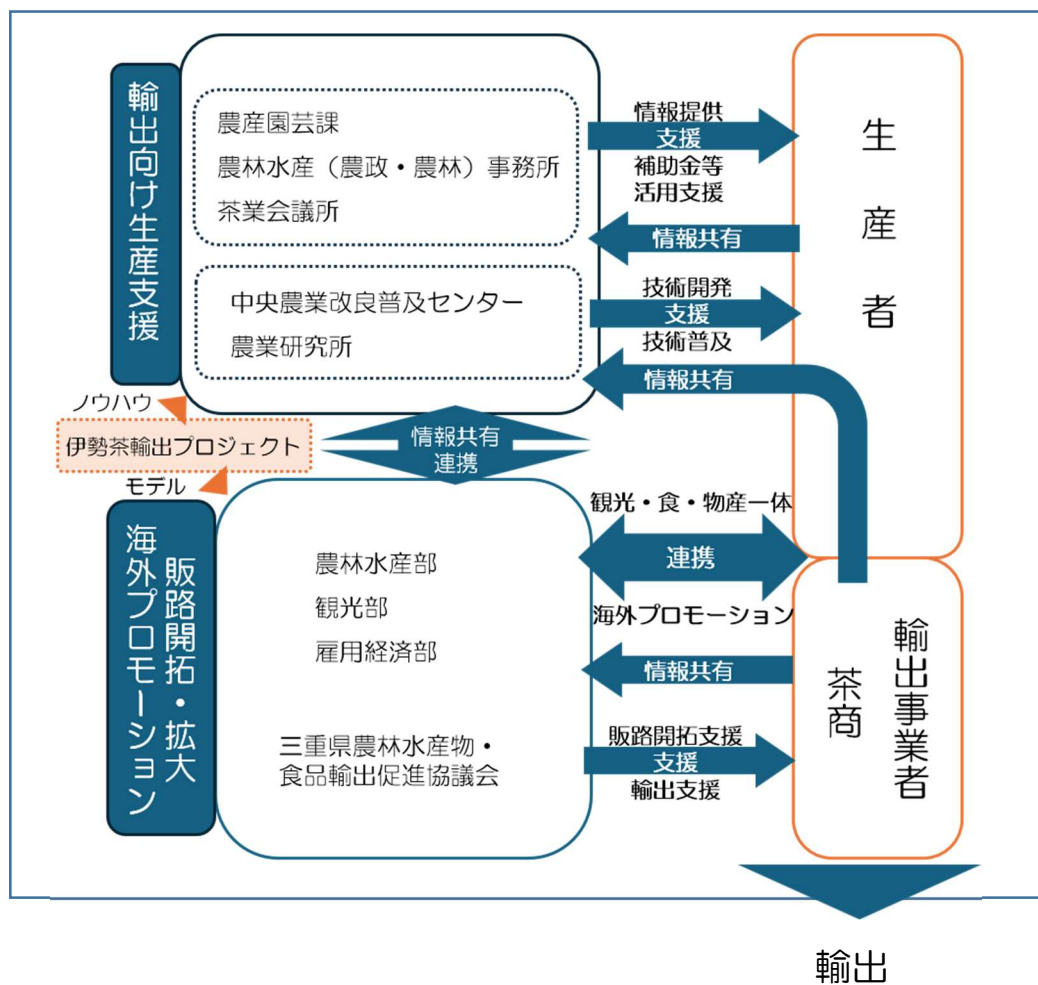
取組テーマ例

- ・担い手への茶園継承の仕組みづくり
- ・観光と連携した産地の振興
- ・市場出荷産地としての生産力の維持 等

2 伊勢茶輸出促進プロジェクト

「伊勢茶輸出プロジェクト」の活動によって、海外販路開拓モデルとして、伊勢茶ファンとして育成した海外事業者を起点とした販路展開を実現しました。今後は、輸出先国のMRL（残留農薬基準）に対応した栽培や付加価値の高い茶葉の生産、海外需要の高い有機栽培の生産技術の開発・普及を通じた輸出向け生産拡大を推進するとともに、輸出に関心のある県内の茶事業者において海外販路開拓モデルやノウハウを波及させ、伊勢茶全体の輸出拡大を図ります。

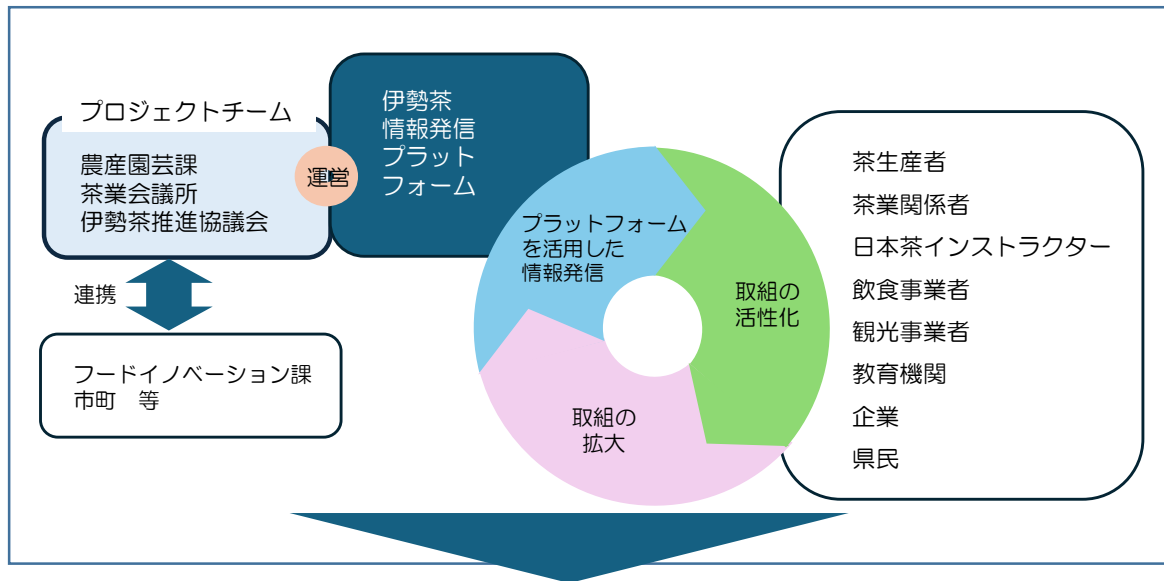
【伊勢茶輸出促進プロジェクト】



3 伊勢茶に親しむ暮らし推進プロジェクト

「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例」に基づき、伊勢茶に親しむ暮らしの推進に取り組めます。県や茶業関係者だけでなく県民も参加できるプラットフォームを設け、県民一人ひとりが伊勢茶振興に主体的に関わることのできる仕組みづくりを進め、県民全体で伊勢茶に親しむ暮らしを推進します。

【伊勢茶に親しむ暮らし推進プロジェクト】



伊勢茶に親しむ暮らし拡大・伊勢茶消費拡大

2 進捗管理

JA全農みえ、三重茶農業協同組合、三重県茶業会議所、県（中央農業改良普及センター、農業研究所、農産園芸課）などで構成する伊勢茶振興計画推進検討会を設置し、毎年度、評価を行うとともに、マネジメントサイクル（PDCAサイクル）の活用により、取組の改善・見直しなどを進めていきます。